熊谷市
記者クラブ取材情報

平成29年4月25日発表
担当課:こども課

事業の名称等
市民協働「熊谷の力」面会交流支援事業

1. 日時　平成２９年５月２日（火）　午後１時００分～午後４時００分

2. 場所　こども課内相談室

3. 事業概要

〈目的〉
　平成２４年４月１日から施行された改正民法で、離婚の際には、子どもの利益を優先して面会交流や養育費の支払いについて取り決めることが明記されましたが、離れて暮らす親が子どもとの面会交流を求め、家庭裁判所に起こす調停件数は増加傾向にあります。
　国では、父母だけでは面会交流の方法について合意できないような場合には、信頼できる第三者を介して話し合ってみてはどうかと呼び掛けています。
　そこで、別居や離婚により、親と離れて暮らすことになった子どもが別居親と面会交流することを支援し、子どものより良い人格形成を図ることを目的として活動しているＮＰＯ法人と市が協働して事業を実施します。
〈内容〉
　面会交流の実現に向け、「特定非営利活動法人　面会交流支援こどものおうち」による無料・有料相談を実施します。
・無料相談：平成２９年５月から平成３０年２月までの火・土曜日（ただし、祝祭日は除く）
　〈５月〉午後１時～午後４時　〈６月～２月〉午後１時３０分～午後４時
　火曜はこども課内相談室、土曜は商工会館２階２号室
・有料相談：特定非営利活動法人面会交流支援こどものおうちで随時実施
　なお、子どもが居る世帯で離婚届を提出するために来庁した市民を対象に、本事業のリーフレットを配布し、面会交流支援事業の周知を図るとともに、市報やホームページ等でも紹介していきます。

4. 特徴やPRポイント

・「特定非営利活動法人面会交流支援こどものおうち」の面会交流支援員は、家事調停委員やその経験者で家庭裁判所実務に精通しており、県内唯一の面会交流を行う機関です。
・相談会場を市役所内に設けることにより、離婚届を提出した流れで相談することができます。
・予約不要・無料での相談が可能です。

5. その他

・「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

※ 資料の有無（ ㊀有　・　無 ）

担当者　福祉部こども課　蓮見
連絡先　048-524-1111（内線552）

面会交流の支援を希望されるお父さん お母さんへ

離婚した父母で、信頼できる第三者がいないため子供との面会が実現できていない方々を、面会交流の支援に経験豊富なボランティアが支援します

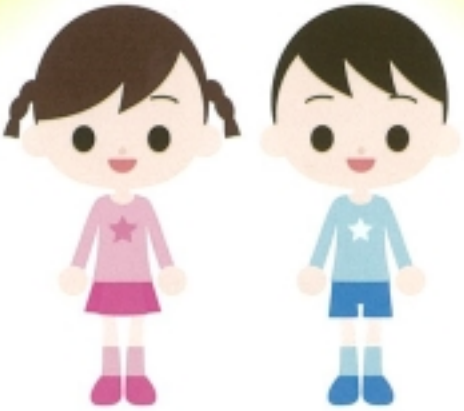

基本方針　子供の最善の利益を最優先します

支援対象者　（原則として）

- 2歳～小学生の子供との面会を希望する父母
  - 2歳未満でも事前相談は可能です
- 埼玉県北部地区での面会を希望する父母
- 面会交流のルールが判決、調停調書、公正証書等で合意できている父母
  - 調停成立前、訴訟終了前でも事前相談は可能です
- 次の点に関する合意書を提出できる父母
  1. 父母双方が子供との面会を希望～容認
  2. 子供の連れ去り、暴力の恐れがないこと
  3. 面会交流については、支援者の指示に従うこと
- 面会交流の実費を負担できる父母

合意書に反することがあれば、途中でも支援を打ち切ります

熊谷駅から子供とゆっくり歩いて20分
（大人7～9分　約650m）

特定非営利活動法人
面会交流支援こどものおうち

熊谷拠点　熊谷市万平町2-23

電話・Fax　048-577-3467

お急ぎの方は　070-6667-1452
070-6558-1452

http://kumagaya-kodomo.jimdo.com

支援の流れ

申込親と事前相談

面会交流について、調停成立調書、判決文、公正証書等を基にルールを確認します

◎支援対象者であることを確認します
◎面会交流のルールを説明します
相手親の協力がなければ
出来ないことの理解が必要です
◎支援を受けることの再確認ができたら
確認書を提出します

▼

相手親との事前相談

申込親の意見と調整します

◎申込親の意見と大幅に異なり調整が不可能である場合は、申込親と相手親に、裁判所で調整（再調停等）してもらうよう伝えて、支援は見合わせます
◎申込親の意見と合意ができれば、確認書を提出します

▼

面会実施に向けた事前準備

スタッフ2名が担当します

◎同居親から、面会候補日時の提示～調整します
◎面会場所・時間
第一回　支援者が指定する場所にて面会時間1時間
第二回以降　場所・時間（3時間以内）は前回面会状況に応じて決定します

▼

面会当日

必ず2名が付き添い支援します

◎父母は支援者と緊密に連絡をとるよう注意します
◎子供の体調には最大限の配慮をし、無理強いは絶対に避けること
◎子供の受け渡し場所
同居親は、面会場所に15分前に子供を連れてくる
子供が自然に面会親と会おうという気持ちになるまで、同居親が付添う
子供が面会する気持になったら、支援者が面会親まで誘導
子供、面会親、支援者で面会時間を過ごす
◎終了
支援者より面会親に終了の時間を告げる
面会親が完全に立ち去ってから、子供を同居親まで誘導～受け渡し

費用（実費）

事前相談	1回（1時間まで）	3,000円
登録料	初回	3,000円
更新料	1年毎	5,000円
面会交流	1回（3時間まで）	8,000円 面会する子供が一人増す毎に2,000円追加
状況説明書（必要な場合のみ発行します） 面会交流の状況をA4用紙1枚程度で説明します	必要な 父母・代理人より1回	5,000円

このパンフレットは、埼玉県NPO基金の助成を受けて作成しました

（2016年10月改定）

子どものしあわせのために

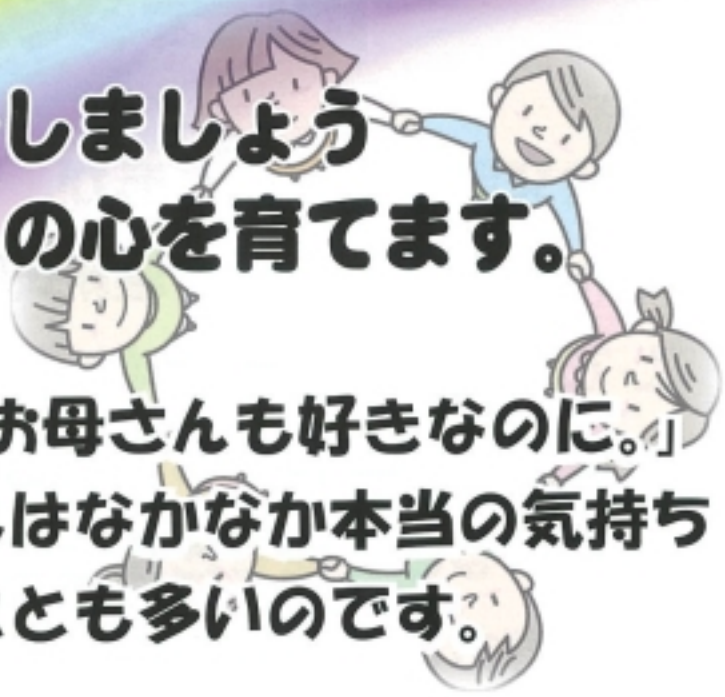

面会交流をしましょう
面会交流は子どもの心を育てます。

「お父さんもお母さんも好きなのに。」
でも、子どもはなかなか本当の気持ち
を言えないことも多いのです。

まだ面会交流の取り決めをしていない方、
悩んでいる方、 迷っている方、 困っている方等々・・・
気軽に相談してみませんか。

☆予約不要・無料

☆相談日（毎月市報に掲載）

火曜日 PM1:30 ～ PM4:00
於：熊谷市役所４階
こども課相談室

土曜日 PM1:30 ～ PM4:00
於：熊谷市立商工会館２階２号室

但し、①祝祭日は除く
②5 月は相談時間 PM1:00 ～ PM4:00

☆問い合わせ先

NPO 法人 面会交流支援 こどものおうち
TEL 070-6667-1452
(AM10:00~PM5:00)

平成 29 年度 市民協働「熊谷の力」面会交流支援

面会交流とは？

面会交流とは、子どもが、離れて暮らすお父さんやお母さんと定期的、又、継続的に会って遊んだり話をしたりして交流することです。

　両親は離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって、深い安心感と自尊心を育むことができます。

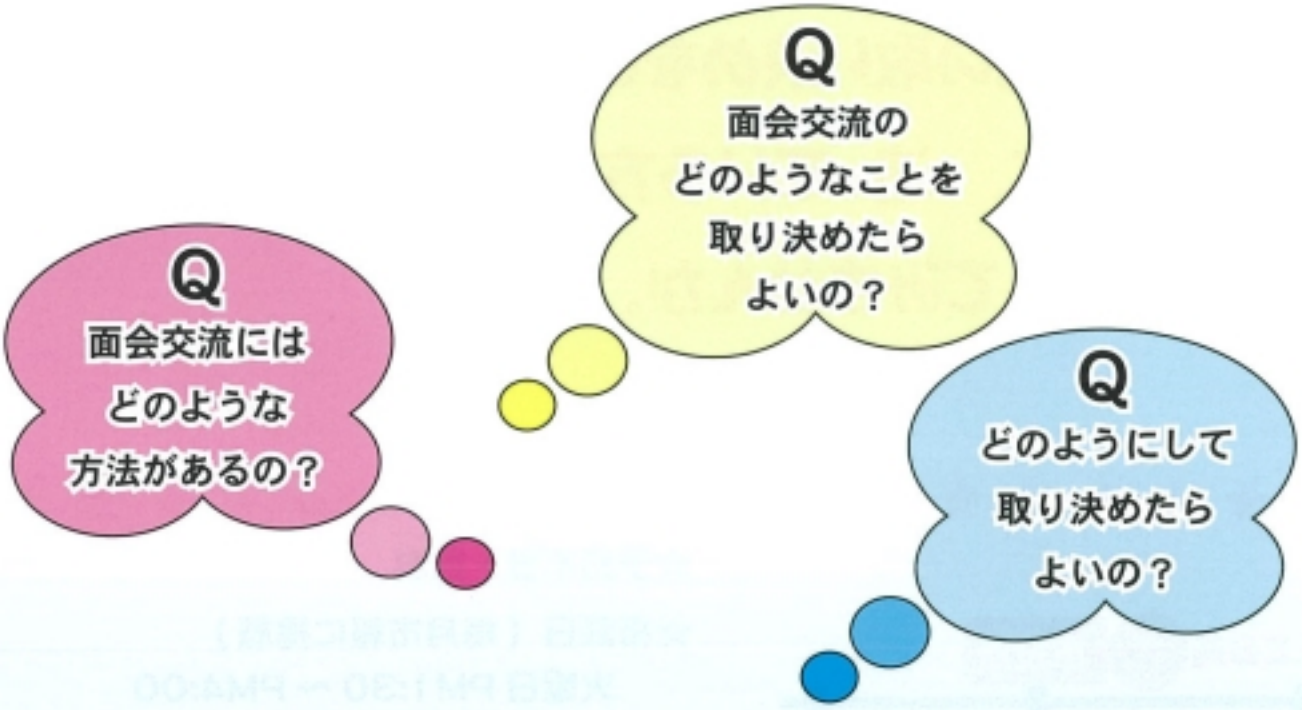

子どもの年齢や成長の段階、健康状態、生活状況等を考慮して、無理のないように決めることが大切です。

面会交流の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどを取り決めておくことは、子どもを父母間の板挟みから守るために必要なことです。